

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年5月19日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第5号 農地所有適格法人に係る意見聴取について

議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 川 脇 幸 子

署名委員 小 坂 竜 一

議長 ただ今から、令和4年第5回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に川脇委員と小坂委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第5号 農地所有適格法人に係る意見聴取について』

『議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南南西1.2kmに位置する第二種農地です。位置は3条-1で示しています。

利用計画について、夫婦で季節野菜などを栽培するということで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは、〇〇さんの畑を●●さんが買われるということです。今は畑に小さい竹が生えたりしておりますが、ならせば畑として使えますので、問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より西南西1.8kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。

申請は2筆ありますが、大きい方の筆991㎡については、先日、申請人より取り下げる旨の届出がありましたので、今回は小さい方の74㎡の農地のみご審議をいただきます。

利用計画について、こちらも夫婦で季節野菜などを栽培するという事で申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山城委員 この土地については、今回譲受人と譲渡人、いずれも親戚関係にありまして、もう30年近く前から譲受人が耕作を続けておられます。譲受人の親が亡くなったことによって、引き続いて今耕作されておりますので、別に問題ないと思います。

福本委員 山城委員がおっしゃるとおりで、異議はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致

しました。

次に議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6をご覧ください。申請地は、役場より北東2.5kmに位置する第一種農地です。位置は3条-3で示しています。

同一ページに次の議案第2号1番で説明するものについて5条-1で記載しておりますが、こちらについては後程説明します。

利用計画について、申請地に隣接する申請人の親族と家族経営で野菜などを栽培するということで申請されています。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地は、2方向道路に囲まれて、隣地の方の5条の申請がありますが、この隣も畑作で野菜を作っている方がおりますので、ここで野菜栽培することについて、支障はないと思います。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第2号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東

2.5kmに位置する第一種農地です。位置は5条－1で示しています。

転用目的については、所有権移転で農家住宅及び進入路です。先程の議案第1号3番と同様の譲受人が申請しているもので、申請地は3月総会で農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取を受けて、農振農用地から除外したものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地の周りで、県道の歩道防護柵があり、入り口がありませんので、こちらに進入路をつくるということで、住宅用地を確保するということで問題ないと思います。また、新たに作られる住宅用地は、隣接地の方と親子関係なので、問題ないと思います。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西4kmに位置する第二種農地です。位置は5条－2で示しています。

転用目的については、所有権移転で資材置場です。事業内容については記載のとおりです。

申請地については、既に資材置場として利用されており無断転用状態です。数年前に荒廃地であった当該地を譲受人が借り受けて資材置場として利用して

いたとのことです。農地法の認識不足であったことから、今後の法遵守を約束する旨の始末書が提出されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 図面で見られて5条－2の上の白い部分は、倉庫の状態ということで、木材を扱っておられるんですけども、資材置場として今の申請地があがってきております。既に倉庫も出来ておりまして、あと駐車場にいろんな資材が置いておる状態で、長年にわたって、作業場と資材置場ということで活用されております。隣接は道路と作業場とそして、左側は圃場整備でやられておりまして、水路もかちっと出来ておりますので、やむを得ない状況だと思います。

川脇委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より東1.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条－3で示しています。転用目的については、賃借権設定で事業用駐車場です。事業内容は記載のとおりで申請地の一部を転用する部分転用です。譲受人は、近傍において経営する介護施設会社で、敷地内で従業員用の駐車場の確保が困難だったため申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

塩田委員 申請地は、●があった場所のすぐ横にあります。町の中では、ありますし、別に問題ないと思います。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12と13を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南東3.7kmに位置する第三種農地です。位置は5条-4で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅及び植樹です。

譲受人の両親宅付近である申請地に自己用住宅を建築するもので、植樹については、桜を植えて景観を良くして地域の交流の場としたいため申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは、今も広い状態で土地はあります。住宅用地に建物を建てるという場所は、割とものは植わっておりません。あとの残りの方も、桜を植えられるということですが、他の種類のものも植えられており、あまり関係なく、状態としては問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 （質疑なし） 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員） 挙手全員です。したがって、議案第2号4番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号5番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14と15を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西2.6kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー5で示しています。転用目的については、所有権移転で資材兼車両置場です。事業内容については記載のとおりです。

譲受人は、既に平生町内に1カ所の資材置場を所有していますが、13tトラック1台、8tダンプ3台、ユンボ5台に土砂などを置いており既に手狭な状態とのことです。また、田布施地区での仕事の需要を見込んでおり、新たに資材兼車両置場を整備するために申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 申請地は●の裏にあたります。そして、両サイドが団地と、あと今これ上が空白になっておりますが、家があります。県道と町道に囲まれておって、なお3、4年作られていないため、荒廃しているという状況で、家が近くにあるため、困っておられる状況だったのではないかと思います。そして、下の空白の白は田んぼなんですけれども、今現在は作っておられません。それにいく水路につきましては、農業委員会の方でその水路の確保は確認をされておられると思いますけれども、既設の水路の確保とそして下の田んぼと今の埋め立てをする土地の間の水路、についてはきちんと整備をしていただくということで、お願いをしたいと思います。現在荒れておりますので、周りの人も困って

おられるという状況ではあります。

川協委員 問題ありません。

事務局 西本委員より、先程のご意見を既にいただいております。申請者の方に確認をさせていただきました。水路については、この申請地の南側に河川が通っておりますが、そこまでの水路は既設の水路があります。ここも盛り土をするんですけども、囲むように水路を設置して既存の水路に流すということで回答をいただいております。その水路で、以前までこの申請地の周辺の農地は水をとっていたということで、今までどおり確保しつつ、なおかつこちらの隣接との境にあたる部分については、法面を1 : 1.5と盛土高に対して比較的ゆるく設置しており、さらにその先に水路もあるため、土砂の流出も対策をしっかりとっていくということです。隣接地と既に協議はしているみたいなんですけども、今後も協議しながらしっかり進めていくという話をさせていただきましたので、その点については大丈夫かと思われそうです。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号5を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号5番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号6番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16と17を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-6で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地については、今年の2月に進入路として申請があった場所です。これについては、問題はありません。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号6を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号6番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号7番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号18と19を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南東2.7kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー7で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驒重委員 確認しましたが、問題ありませんでした。

重森委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号7を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号7番は原案のとおり決定致

しました。

次に議案第2号8番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号20と21を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南東3kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー8で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 まだこのあたりは、大きな木が茂っており、境もよくわかりませんが、基本的には順次、太陽光発電設備となっておりますので、問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

小坂委員 20ページの補足説明の欄に、総会時に説明しますと書かれていますが、これはいつ説明がありますか。

事務局 本日です。こちらが、申請時に先程の説明で申し上げました届出書が整わなかった場合にこのように記載しております。分かりにくくて申し訳ございません。

小坂委員 了解です。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号8を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号8番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号9番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号22と23を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西600mに位置する第三種農地です。位置は5条－9で示しています。

こちらについては、現在田布施町の太陽光発電設備のガイドラインに基づく地元との事前協議結果報告書が未提出の状況です。この報告書についてですが、以前より申請書に必要書類として、添付を原則としており、総会時まで提出がない場合は、保留案件として扱っております。先日、申請者より地元自治会長との日程調整に時間がかかり、総会までに間に合わないため、議案を保留したい旨の報告がありました。つきましては、従来通り来月以降に保留し、報告書が提出され次第、再度総会にかける予定です。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、書類が整っていないということで、今回は採決を行いません。県の農業会議でも、太陽光発電については色々とトラブルがたくさんあって、各市町が苦慮しているようです。ただ、田布施町はこのように、ガイドラインを作って地元との調整をしているということで、一歩進んでいるかなと思っております。

議長 次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号24をご覧ください。申請地は、役場より南4.7kmに位置する第二種農地です。位置は現況－1で示しています。

事務局で現地を確認しましたが雑木が繁殖している状況でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 申請地は、森林の真横で、宅地も建てられるような場所ではありません。

せん。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

議長 次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号25から28に記載しております。今回は新規42筆、93,080㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で公告及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定しました。

議長 次に「議案第5号 農地所有適格法人に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号30と31を一緒にご覧ください。本報告は、農業委員会が農地所有適格法人の要件等が適切に充足されているか確認するために行わ

れる、農地法6条1項に基づく報告です。要件といたしましては、農事組合法人、株式会社、合名、合資、合同会社のいずれかであることの法人組織形態要件、主たる事業が農業であることの事業要件、法人の構成員が農地等を提供した個人であること、又は農業の常時従事者であること等の構成員要件、法人の業務執行役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であって役員のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事することの業務執行役員要件の4要件があり、これらすべてを満たすことで称することができます。町内の農地所有適格法人は6法人あり、総括表において各法人の要件の適否をまとめております。表よりすべての農地所有適格法人が備えるべき4要件を満たしておりますことを報告いたします。

以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第5号は『意見なし』とさせていただきます。

議長 次に「議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号32から43に記載しております。集積に係る部分についてですが、まずページ番号33の中段少し上をご覧ください。

現時点で集積目標に対する集積率が101.67%でありこれが実績です。次にページ番号41中段少し上をご覧ください。ほ場整備後の集積面積も含めた数値として、令和4年度は累計250haを目標にして担い手への集積を進めたいと考えております。

その他の点についてはお読み取りいただければと思います。こちらについては

農林水産省より公表することが義務付けられておりますので、決定後には町農業委員会ホームページに掲載する予定です。

なお、今年度より昨年度から変更点がございましたのでその点について説明します。ページ番号の42と43を一緒にご覧ください。

今年の3月頃に国より通知があり、今まで集積などの目標値について、町全体として数値目標を立てていました。しかし、今年度より各担当区域ごとに目標を定めて評価・点検をすることとされましたので、目標数値をページ番号43のとおり分けております。この数値については、町全体の目標数値に対して区域ごとの目標に分けて設定しております。

そして、もう1点が特に大きな変更であり、ページ番号42の中段に『最適化活動の活動目標』の中に『日数目標』というものが設けられました。これを今回『1人当たりの活動日数を月8日』という数値を掲げております。これには理由がございまして、国より『月6日以上』の活動実績を目標と掲げる旨の通知があったためです。

日数換算の考え方としましては、時間とは関係なく活動実績に応じて日数換算します。これについて、農地に関する何らかの話や相談を受けたなどでも時間に関わらず1日換算とする旨の見解が示されてします。自身の農場や出先までの行き来の際に実施した農地の見回りパトロールも活動実績とします。委員さんに対して活動日数に対する毎月の活動記録簿本日お配りしているA3の用紙を提出するようにとの通知もありましたので今後のご対応をよろしくお願いします。記録簿については、現時点で国から通知があったものですが、表現が分かりにくい箇所があるため、もちろん別途口頭やメモ等でお知らせいただき事務局と作成することも可能ですのでよろしくお願いします。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

木下委員 集積等に繋がる活動について、自身の参加した先進地視察の発表会などについては最適化活動になりますか。

事務局 集積に繋がる活動については、該当するものと考えています。

今井委員 活動実績については、自身の担当区域のみに限りますか。

事務局 必ずしも限定するものではありません。当然に自身の居住地付近での農地相談もあるでしょうから、活動実績として捉えて問題ありません。

今井委員 分かりました。もちろん自身の担当区域を見ることはしていますが、それ以外にも町全域で農地転用があった事案なども見ているところです。

事務局 今まで記録簿にしていなかったようなちょっとした農地の相談などでも活動実績として記録していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

塩田委員 このことについて、記録簿に残しておかなければいけないのですか。また、推進委員も農業委員と同様に活動するのですか。記録簿の書類については分かりにくい箇所について独自に作りかえることは可能ですか。

事務局 はい。残す必要があります。活動の実績は農業委員会で整理していきます。活動については、推進委員、農業委員に関わらず活動する必要があります。記録簿については国の通知があった様式に沿ったものであれば独自様式の利用が可能ですので、次回の総会までに整理した様式を準備します。

川脇委員 記録簿については、遡ってでも提出しても良いですか。

事務局 原則、月末までとしますが、遡っての提出でも特段問題ありません。

岡野 農繁期と農閑期で活動できる日数が変わる場合に、月平均で活動日数を設定できますか。

事務局 平均での設定はできません。あくまで該当月の活動日数を記録していただくようになります。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手多数) 挙手多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和4年第5回田布施町農業委員会総会を閉会します。